

大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会報告書

1. 調査期間 令和5年9月21日から令和6年3月12日

2. 調査事項 大森浄化センター整備事業に関する調査

3. 調査の目的

令和5年9月定例会に上程された認定第12号令和4年度横手市下水道事業会計決算の予算決算委員会産業建設分科会審査において、委員からの指摘により、大森地区農業集落排水事業大森浄化センター土木工事の工事瑕疵が発覚した。審査における当局の説明や決算総括質疑における市長の答弁は到底納得できるものではなく、予算決算委員会および本会議における認定第12号の採決では、賛成者が一人もいないという状況であった。

本件については、一連の工事の経過、瑕疵部分にかかる補修方法及び経費、契約検査基準などについて様々な疑念が山積しており、市議会として調査する必要が生じたため、委員会条例第6条に定める特別委員会を設置し、その調査を付託したものである。

4. 特別委員会の開催状況

- | | |
|-------------|---|
| ○令和5年 9月27日 | 現地調査、論点整理（委員間討議） |
| ○令和5年10月13日 | 調査（当局の資料確認、質疑） |
| ○令和5年11月 8日 | 調査（当局の資料確認、質疑） |
| ○令和5年12月11日 | 調査（当局の資料確認、質疑）
論点整理（委員間討議） |
| ○令和5年12月27日 | 論点整理（委員間討議） |
| ○令和6年 1月17日 | 調査（当局の資料確認、質疑）
論点整理（委員間討議） |
| ○令和6年 2月15日 | 調査（当局の資料確認、質疑）
論点整理（委員間討議）
報告書取りまとめ作業 |
| ○令和6年 3月 8日 | 報告書取りまとめ作業 |
| ○令和6年 3月12日 | 報告書取りまとめ作業
（タブレット端末による確認） |

5. 工事瑕疵発生の経過

令和3年 3月30日	水槽工事 施工
令和4年 2月25日	水槽工事 完成
令和4年 3月8日	水槽工事 完成検査
令和4年 3月29日	建築工事 施工
令和4年 4月12日	建築JVが水槽内部に高圧洗浄をかけたところ、躯体と接続する南側コンクリート壁面にクラック（ひび割れ）を確認
令和4年 5月12日	躯体と接続する南側コンクリート壁面にジャンカ（豆板）を確認
令和4年 6月9日	南側壁面補修開始
令和4年 7月27日	水槽部のコンクリート壁面に筋目を確認
令和4年 8月2日	打ち継ぎ部の不具合と判断、水槽JVに手直しを指示
令和4年 8月11日	外周部補修開始
令和4年 8月下旬	補修を行うことについて市長及び副市長へ報告
令和4年 9月1日	内部補修開始
令和4年 9月定例会	電気設備工事増額補正（物価高騰により7,000万円）
令和4年12月26日	建築JVへ念書を渡す
令和4年12月28日	打ち継ぎ目・クラック補修完了
令和5年 1月6日	水槽水張試験開始
令和5年 2月28日	全槽（21槽）止水確認完了
令和5年 3月下旬	補修完了と念書を渡した件を市長及び副市長へ報告
令和5年 6月定例会	事故繰越報告（機械設備工事の遅延による建築工事の遅延）
令和5年 9月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算委員会産業建設分科会における工事瑕疵の指摘 ・ 令和4年度横手市下水道事業会計決算 不認定 ・ 大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会設置
令和5年12月20日	補修した水槽のコンクリート調査開始 （圧縮強度試験・引張強度試験）
令和6年 1月17日	委員会において、コンクリート調査（試験）速報報告
令和6年 2月6日	水槽（流量調整槽）での漏水事案発生
令和6年 2月15日	委員会において、コンクリート調査（試験）結果報告

6. 調査の報告

1) 浄化センター建設地の地質調査不足

土地を選定した理由の一つに、当該地にはかつてごみ焼却場があったため、造成された土地であり造成工事は不要であることがあげられていた。しかし、地質調査により基礎杭が必要と判明し、水槽工事の地盤となる部分に基礎杭工事が施されている。

また、水槽工事の際には、ごみ焼却場の基礎部分と思われるコンクリート構造物の残骸が発見されている。このほか、建設地沿いの県道に光ケーブルが埋設されており、管路の変更が必要となっている。工事設計前だったため、管路延伸も含めて設計されているとは言え、明らかな調査不足と言わざるを得ない。

これら全ては事前の地質調査不足が原因であり、工期延長や工事費用の増額などにつながっている。

また、過大設計になることを理由に鋼矢板打設工法で発注し水槽工事を進めていたが、矢板が刺さらなくなり時間がかかったことから間もなくウォータージェット併用に工法変更している。事前の調査にあまり予算をかけても過大だと言われかねないということからボーリング調査も2カ所しか行われていなかったが、建設地は河川の近場であり地下の地層も入り組んでいることは分かっていたはずである。地質調査を詳しく行っていれば防げたはずであり、いずれにしても調査不足は明白である。結果、工法変更により水槽工事費は930万円増と大きく変更になっている。

2) 工事発注における確認及び指導不足と完成検査の意義について

水槽工事において、冬期間に気温に配慮を要するコンクリート打設が2回に分けて行われ、2回目の打設が1カ月後となっており、あまりにも日数が経ち過ぎている。工事監理者と監督員が許可したとの説明であったが、打設計画書の確認がおろそかになっていたとしか思えず、当局もそれを認めている。このコンクリート打設については、監督員は現場に立ち会ってすらいない。

そして、水槽工事完了後に施工された建築工事において、準備工の際、建築JVが水槽内部に高圧洗浄をかけたところ、コンクリートに剥がれが見られ、壁面にもクラックやジャンカが確認された。以降、漏水と補修が延々と繰り返されるわけだが、これは水槽工事の完成検査が行われてから、わずか1カ月後のことである。検査は完成後の検査日だけでなく、施工当初から段階確認という形で検査員が随時立ち会いながら進められていた。にもかかわらず、完成検査の直後にこのような瑕疵が発生したことは、検査そのものの意義が問われることにほかならない。検査の方法についても見直す必要があるのではないかと。

水槽補修工事に至っては、工期を優先するあまり、当初は瑕疵のあった箇所の補修のみにとどめており、全体のチェックを怠っていた。その結果、後にクラック補修を行った水槽で漏水が発生し、全ての水槽について水張試験を行う事態となっている。

また、本来、工事に計上されるべき下地処理が設計に盛り込まれていないというミスがあり、協議の末、後に建築工事に盛り込まれている。

補助金を受けるために工種ごとに発注していたが、水槽工事と建築工事については、一体の建物として発注するべきではなかったのか。一括発注していれば、上記の件は防ぐことができた可能性がある。

いずれ、発注者としての確認不足、指導力不足と言わざるを得ない。

3) 水槽補修にかかる工事費負担分の支払いに市が関わったことについて

建築 J V が建築工事のために仮設足場等を設置していたが、建築工事開始後、間もなく水槽工事の瑕疵が確認されたため、水槽 J V が水槽補修工事のためにその足場等を借用している。だが、その後、このような水槽補修にかかる工事費の負担分について、市から建築 J V に支払われていたことが明らかになった。補修工事を行った水槽 J V からではなく、市から支払われていることは全くもって理解しがたい。これについて当局は、建築工事期間内であったことから契約事項に基づいて市が建築 J V に支払い、その後、市が水槽 J V に損害賠償請求をして支払いを受ける形をとったと説明しているが、契約事項を都合のいいように解釈していると言わざるを得ない。

また、損害賠償請求の内容を確認したところ、内訳は仮設足場損料や採暖用燃料費といった、いわゆる実費分であった。水槽補修にかかる J V との協議や補修業者の手配、不要であったはずの事務手続き等、職員の労力も含め、市が被った部分についての請求があつて然るべきである。

そもそも、本来、業者間で行われるべき請求と支払いに市が関与したことは常識では考えられず、市としても発注者としても行うべきではなかった。

このような契約事項の解釈によって支払行為が行われたことは、果たして適切であったのか。地方自治法第 98 条第 2 項に基づき、監査委員による監査を求め、報告を請求すべきである。

4) 繰り返す工期延長と事業費の大幅な増額について

建築工事後の機械設備工事と電気設備工事の発注には、契約変更や支払いの遅延など水槽工事の瑕疵による影響はないとのことだが、建築工事においては、水槽の補修工事や設計ミスにより工期延長や工事費用の増額が著しい。工事費用は、補助対象事業費として当初予定していた 9 億 5,000 万円を大きく上回り、13 億 8,800 万円にまで膨れ上がっている。

水槽工事に瑕疵が見つかり、補修してもまた不具合が見つかり、また補修することを繰り返し、工事契約も変更に変更を重ね、少しでも予算を抑えて造ろうとしていたが、結局大きくかかり増ししている。ここ数年の資機材高騰による影響等や新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を加味したとしても、事前の地質調査や設計段階での慎重な確認があれば、ここまでの増額にはならなかったのではないか。

5) 市が建築 J V に渡した前代未聞の「念書」について

建築工事が施工されて間もなく水槽工事の瑕疵が発覚したことから、建築工事と並行する形で水槽補修工事が進められることとなった。このことが建築工事に及ぼした影響は大きく、工事手順の見直しや作業の入れ替えなどを行わざるを得ない状況となっている。水槽補修工事にかかる議事録には、どれだけ軀体に問題があ

ろうと水槽に問題が発生した場合、最後に軀体に手をかけた建築 J V の責任になるのではないかという建築 J V の指摘や懸念、その責めを問わないことを記した書面をいただきたい旨の記載がある。これにより、建築 J V に対し、市長名で「水槽工事施工の構造的な不具合や仕上げの不具合を原因とするものについて、履行の追完の請求及び損害賠償の請求を行わないことを約束する」という内容の念書が渡されている。通常の工事であれば、このような念書が作成されることはない。当局も作成したのは初めてであると説明しており、このような前代未聞の「念書」が作成されたことも、浄化センター工事の進捗がいかに通常の状態でなかったかを表している。

さらに、この念書の作成が部長決裁で行われ、前代未聞の「念書」というものの存在が3カ月もの間、市長に届いていないことは、紛れもない異常事態である。

事務決裁規程には念書についての定めはないが、工事契約金額をみても、市長決裁であるべきだったと考える。主観的な判断により、部長決裁で物事を進めていたことは、組織として決してあってはならないことである。また、事務決裁規程にない事案だとしても、事の重大さに鑑み、市長への報告は速やかに行われるべきであった。

6) 議会への報告が一切なかったことについて

一連のことが発覚したのは議会からの指摘によるものであり、それまで関連議案が提出された際も、議案には水槽工事の不具合についての記載は一文字もなく、議会に対して一切の説明、報告はなかった。誰がどのように見ても公共工事の施工不良であるのに、決算審査での総括質疑や一般質問における答弁からも重大性の認識は感じられず、意識が薄らいでいるとしか受け止められない。

また、部局から市長及び副市長への報告も最初の工事瑕疵が発見されてから数カ月後、念書についても同様に市長及び副市長への報告は、建築 J V へ念書を渡してから数カ月経過した後であった。その際も、議会へ報告することについては、全く考えが至っていない。議会軽視も甚だしく、誠に遺憾である。

7. 総括

1) 工事や補修の経緯を振り返ると、建設地の地質調査や水槽補修工事にかかる支払いの仕方、組織内での事務決裁や情報共有の在り方等についても適切であったとは言いがたい。議会から指摘されるまで、一切の説明、報告がなかったことについても、隠蔽と言わざるを得ない。これまでも当局の説明を受け、必要な予算であると信じて補正を認めてきたが、このような重大事案を説明せずに隠していたことは、当局と議会との信頼を裏切る行為にほかならない。

今後は、市長、副市長をはじめ組織内での連絡を密にし、適正な事務執行の遵守と然るべき時期に議会への説明、報告を当然のこととして実行していただきたい。

また、技術職の職員が少なくなっているのではないかということも今回の事案を通じて感じたところである。今後も公共工事を控えている状況にあって、工事設計や完成検査など技術的な分野に詳しい職員の充実は必須である。このことは組織としての課題であり、最重要事項として取り組まれることを切に望むものである。

2) 水槽については、補修が繰り返し行われ、度重なる水張試験や第三者機関による強度試験によって所要の強度や耐久性を確認している。また、水槽 J V に対しては、定期的な点検と対応を義務付け、少なくとも 10 年間は契約不適合責任を負うこととしているが、先月上旬、この期に及んで水槽の漏水事案が発生している。強度試験の調査報告書においても、コンクリートの試験結果から耐久性と性能は満たされたと記載されているものの、「経過観察が必要である」と締めくくられており、私たちの不安を払しょくするには至らない。大森浄化センターが安全・安心な施設であるとは言い難く、この状態で供用開始することは、大森地域住民の不利益となる恐れがある。委員会としては、このような状態の建物を公共施設と認められない。

3) 水槽工事においては、工法変更やコンクリートの打設方法が適切であったのか。建築工事では資機材の納入遅れなどではなく、設計ミスと水槽工事の不良の影響により工期が延長しているとした受け止められないこと、また、水槽補修工事においては漏水と補修が繰り返され、いまだに漏水が発生している状況であり、果たして補修の仕方は適切であったのか。当委員会の約半年間の調査では、全てを明らかにできたとは言い難い。

今後、地方自治法第 98 条第 2 項に基づく監査請求とともに、地方自治法第 100 条に基づく調査権限を当委員会に委任され、さらに詳しい調査が行われるべきである。

以上、報告する。